

特別定額給付金(1人10万円)の申請は **9月1日(火)** (消印有効) **までです**

期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。給付金を受け取るためには申請が必要です。

※申請書が届いていない場合は、台東区緊急経済対策コールセンターまでお問合せください。
※申請内容に不備があった方に対して不備通知を順次発送しています。内容をご確認のうえ、ご返送ください。
※配偶者やその他親族からの暴力等(DV)を理由に台東区へ避難されている方等は下記コールセンターへご相談ください。

オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、特別定額給付金のオンライン申請(マイナポータル経由)も可能です。申請方法は右記二次元コードよりご確認ください。



郵送申請

〈必要書類〉 **添付漏れが大変多くなっています。封入前に今一度ご確認ください。**

- ①本人確認書類 (運転免許証・健康保険証などの写し)
- ②振込先口座確認書類 (通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングの画面などの写し)

〈振込までの期間〉 **申請受付から3~4週間で口座振込**

※振込手続きを優先しているため、給付額決定通知書は口座入金後に発送します。

台東区緊急経済対策コールセンター

TEL 0120-001-556 月~金(祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分

- ・特別定額給付金の支給に関すること
 - ・国や都の緊急経済対策に関すること
- (区HPでもご案内しています。詳しくは右記二次元コードよりご確認ください。)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の加入者へ

●**保険料の減免制度** 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯等は、申請により減免が受けられます。対象者・要件等は下表をご覧ください。

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
対象者・要件	①新型コロナウイルス感染症により、 主たる生計維持者 ※1が死亡または重篤な傷病を負った 世帯 ※2 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、 主たる生計維持者 ※1の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」といいます)の減少が見込まれ、次の⑦~⑩(介護保険料は⑪・⑫)の全てに該当する 世帯 ※2 世帯の主たる生計維持者について、 ⑦事業収入等のいずれかの 減少額 ※3が 前年 ※4の当該事業収入等の額の10分の3以上 ⑧前年※4の合計所得金額が1,000万円以下 ⑨当該事業収入等に係る所得以外の 前年 ※4所得の合計額が400万円以下		世帯の主たる生計維持者について、 ⑪事業収入等のいずれかの 減少額 ※3が 前年 ※4の当該事業収入等の額の10分の3以上 ⑫当該事業収入等に係る所得以外の 前年 ※4所得の合計額が400万円以下
減免される額	全部または一部(条件によります)		全部または10分の8
対象となる保険料	令和元年度分および令和2年度分の保険料で、2年2月1日~3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの		
問合せ	台東区国保コールセンター TEL (6365) 2718	国民健康保険課後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491	介護保険課資格・保険料担当 TEL (5246) 1242・1246

※1、※2…後期高齢者医療保険料・介護保険料は、※1を「被保険者の属する世帯の主たる生計維持者」、※2を「者」と読み替えてください。
 ※3…保険金、損害賠償等により補填される場合は、その金額を控除します。 ※4…前年とは、平成31年1月1日~令和元年12月31日までの1年間を指します。

●**傷病手当金の支給** 対象 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた方※給与などの支払いを受けている方に限ります。 **支給対象となる日数** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労を予定していた日 **支給額** 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 **適用期間** 2年1月1日~9月30日(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで)
問合せ 国民健康保険「台東区国保コールセンター」 TEL (6365) 2718 後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 TEL 0570-086-519

台東区新型コロナウイルス対策応援寄附金を募集しています

問合せ 財政課 TEL (5246) 1071

区では、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守り抜き、支援を必要とする事業者を支えていくため、さまざまな対策に全力を挙げて取り組んでいます。この度、「台東区新型コロナウイルス対策応援寄附金」口座を開設し、台東区を応援していただいている皆様からのご支援を賜ることといたしました。皆様のご協力をお願いします。 **申込方法** 区HPから電子申請で申込み



体調がおかしいと思ったら まずは電話で相談しましょう



強いだるさや息苦しさがあがる方、風邪のような症状・発熱が続く方は下記へご相談ください。
※かかりつけ医のいる方はそちらへ**電話**でご相談ください。

帰国者・接触者電話相談センター

●月~金曜日 午前9時~午後5時

※土・日曜日・祝日を除く

TEL 03-3847-9402 (台東区)

聴覚に障害のある方などからの相談

FAX 03-3841-4325 (台東区)

●月~金曜日 午後5時~翌日午前9時

※土・日曜日・祝日は終日

TEL 03-5320-4592 (東京都)

不安に思う方は下記へご相談ください。(微熱や軽い咳が出ている、感染したかもしれない、においや味を感じない)

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

●午前9時~午後10時

TEL 0570-550571

聴覚に障害のある方などからの相談

FAX 03-5388-1396 (東京都福祉保健局)